

第11回 芦屋市環境処理センター施設整備基本計画検討委員会

日時：令和7年2月7日（金）

午後1時～午後2時25分

場所：環境処理センター会議室

○事務局（山城） 委員の皆様のお発言につきましては、お名前の入った会議録として、市役所1階行政情報コーナーと本市ホームページにより公開となりますので、御了承ください。

○浦邊委員長 次に、傍聴者について御報告をお願いいたします。

○事務局（山城） 傍聴の方はおいでになりませんので、このまま進めさせていただきます。浦邊委員長、議事の進行をよろしくをお願いいたします。

○浦邊委員長 議事に入る前、本日の会議の成立について御報告をお願いいたします。

○事務局（山城） 本日の会議は、委員8人中、全員の出席を得ており、委員過半数の出席がございますので、同要綱第6条第2項により、この会は成立をしております。

○浦邊委員長 次第2の議題（1）説明について、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（荒木） 私、荒木から、芦屋市環境処理センター運営協議会からの意見等について御説明をいたしますので、資料1をお願いいたします。

施設計画について、“中継施設の整備にあたっては、先進的な設備を導入するなど、将来にわたり市民として誇れる施設となるよう検討を進めてほしい。”とのことであり、“中継施設には、ごみピットから発生する悪臭への対応として脱臭設備を考えております。また、同時に整備する資源化施設と併せて、資源循環や環境教育に寄与できるよう施設計画を検討していきます。”と回答させていただいております。

その他につきまして、“ごみの分別は燃やすごみを減少させるために重要なことではありますが、燃やすごみの中の新聞等の資源化物の混入事例がある。今後、神戸市でのごみ焼却となったとしても、ごみの分別が適切に実施されるよう、市としての取組みをお願いしたい。”とのことであり、“新聞等の紙資源は行政回収と地域での集団回収を行っており、ごみの資源化に努めているところです。中継施設の供用開始予定時期までには、更なるごみの分別に関する広報・啓発が必要であると考えています。”と回答させていただいております。説明は以上です。

○浦邊委員長 資料1について、何か御質問とかございますか。無いようでしたら、次の議題、公害防止計画について御説明をお願いいたします。

○事務局（荒木） 公害防止計画について御説明いたします。

今回、焼却施設を中継施設に変更することにより計画内容が変わります。

1 ページ左側、(1) 排ガスの排出基準について、焼却による排ガスは排出されませんので全て削除となっております、右側の追加検討では記載が無い状態となっております。

2 ページの(2)の硫黄酸化物、3 ページ、(ウ) ばいじん、(エ) 塩化水素、イの水銀、4 ページのウのダイオキシン類、エの一酸化炭素、5 ページの全国の自主基準値の調査結果、6 ページ、3) 新ごみ焼却施設の協定基準値(案)の設定も不要となります。(2) 排水の排出基準については、これまでと同様の基準値となっております。

8 ページ、(3) 悪臭、12ページの騒音に関する規定と13ページの振動に関する規定は同様の基準値の設定としております。

14ページ、ばいじん及び焼却灰等の基準の設定を、今回、焼却施設から中継施設となる変更に伴い設定は不要となっております。説明は以上です。

○浦邊委員長 資料2について御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

○井上委員 8 ページ、悪臭の規制基準が環境省から出てます。令和2年1月23日の環境省告示8号、兵庫県に対して、一般概要と一般地域という表現しております、特に芦屋の場合、住宅地、隣に老人ホーム、30メートル、50メートル先に住宅地がありますので、この基準を充当とすると同時に、その一般地域に該当する表示を次の資料、具体的には神戸市の基準が出ております。

神戸市の基準は、特定の地域反応、具体的には人間の嗅覚は大事にしようというのが、この環境省の資料です。表のアンモニアからメチルメルカプタンと書いてます、これを具体的には、人間を使つての基準を神戸市がやっておりますので、芦屋市も同様に、この基準にやっていただきたいと思っております。そこら辺、荒井副委員長もご見識がありますので、御意見をつけ加えてよろしく願いしたいと思います。

○荒井副委員長 事務局で説明していただき、それで何かあればと思います。

○事務局（尾川） 悪臭防止法による規制基準値、アンモニアからイソ吉草酸までありますが、現在も同じ規制で行っており、年1回測定し基準値は満たしております。

新しい中継施設となった場合においても、同様の内容で地元と協定を締結し基準を守っていくことになると思います。

○井上委員 去年、尾川さんと一緒に私どもの自治会員の所で臭っているということで、浦邊さんも場所によっては出る。あれは、燃やすと出るという意味です、今回は中継になっておりますので、一旦、パッカー車が来て、生ごみを積み替える。ある程度の一定時間発生しますので、そこに着眼しますと、悪臭は悪臭防止法の趣旨を踏まえて、これは尾川課長が立ち会って、ここが臭っているという現地確認しておりますので、人間の基準を入れるものにしていただきたいと思います。

○事務局（尾川） 確かに人による基準もございますので、例えば、この辺で臭いがするというのであれば、勿論、現地に私も行きまして確認させていただきますので、同じように対応したいと思っております。

○井上委員 もっと言うと、神戸市がやっているのは非常に望ましいので、その基準にされた方がいいと思います。

○荒井副委員長 補足しますと、指定地域においては、悪臭防止法による濃度規制だけではなく臭気指数を使って、今、井上委員がおっしゃっているとおり、人が臭いを吸った時に臭いがするかしないかを定量化して評価する方法があることは事実ですので、その辺を入れるか入れないか、県や神戸市の条例等を確認していただいて、同様の規制は無いが、実際にはこの地域環境に合わせて、このような感覚による規制や評価を入れるかどうかは委員会の中で検討されたらよろしいのではないかと思います。

○井上委員 今、荒井副委員長がおっしゃったように、原っぱや山奥では全然問題無いです、特にこの場合、住宅地という特性があります、この特性を入れると、今おっしゃっている基準値、そういう形で進めていただきたいと思います。

○浦邊委員長 濃度基準と感覚による感覚臭はありますが、芦屋市では感覚の方は実施していないということです。これまでの基準を引継ぐということでよろしいですか。もう少し、神戸市の状況を確認されますか。

○事務局（尾川） 臭気判定士による測定については調査をさせていただき、必要であればそうした手法を考えたいと思います。現在考えていますのは、悪臭防止法にのっとり、脱臭ファン等を整備し臭いを外部に出さないようにすることを考えております。

○井上委員 こだわります、要するに住宅地と近接・密接な所ですのでよろしく願います。

○浦邊委員長 少し調査をしていただき、神戸市が取り入れられているので芦屋市も行うという話になれば追加していただけたらと思います。

それでは、次の資料3について、御説明をお願いいたします。

○事務局（荒木） 環境計画について御説明をいたしますので、資料3をお願いいたします。こちらも同様に、中継施設への変更に伴い、計画内容が変わっております。協定基準値に基づく除去技術の調査・検討を行っていましたが、これらは全て不要となりますので、1ページから順に資料を見ていただいて、5ページまでが計画の記載が無い状態になっております。

6ページ、中継施設に関する記載となりまして、7ページ右側は中継施設の処理フロー図を新たに記載しております。上から、ごみ搬入、計量機を経て、受入れピットにパイプラインのごみ等も含めて貯留いたします。中継方式としては、「既存ごみピット改造方式」を採用するため、ごみクレーンにてごみを車両に積み込み、ごみを神戸市の処理施設に搬送するというフローとなっております。受入れピットの右側、青の矢印は空気の流れで、脱臭ファン、脱臭装置を経て、排気としております。

8ページ、右側のア、受入・供給設備について修正をしております。赤文字の計量システムについては、現存設備を活用し、可燃物と不燃物の混載車両への対応と、計量の精度向上を目指し、2回計量を実施することとし、適切な位置に計量機を増設することとしております。なお、これらを実現するためには、車両動線等の検討が必要になります。また、計量システムに関し、廃棄物処理手数料の徴収については、昨今の電子マネーやクレジットカード等によるキャッシュレス決済に対応したシステムの導入も検討をします。

（ア）ごみピットの投入扉につきましては、現存設備を活用するため、経年による設備状態の点検等も含め、健全性を確認することとしております。9ページ、扉の形式は現存の観音開き式を活用して健全性も確認することとしております。10ページ、（イ）ごみピットにつきましては、ピットの躯体コンクリートの現状確認や点検も行うなど、健全性を確認することとしております。また、（ウ）ごみクレーンも活用することとなりますが、ごみを車両に積み込むためのクレーンの寸法やクレーン開閉の向きなどの確認、また架台に車両が乗り込むため、車両位置の感知センサーを設置することとしております。

（エ）可燃性粗大を、特に木材等の破碎を行っている破碎機につきましても活用するため、特に破碎する刃の状態の確認も行うこととしております。

左中段、イの焼却設備は削除となっております。

右側の下段のイ、脱臭設備につきましては、処理フローにありましたとおり、ごみピット内の臭気の外部流出を防止するため新設します。

11ページ左側のウの燃焼ガス冷却設備、以下、カの余熱利用設備までは全て削除となっております。

12ページの発電効率に関しましても削除。

13ページ、タービンの形式、灰出し設備も削除となっております、最後の給水設備については修正しております。

14ページ、排水処理設備についても修正しております、次の電気・計装設備、現在、中央制御室で行っている記録や制御を活用することとしております。

右側の中段以降の赤文字、2) 新資源化施設の概要を記載しております、アの受入・供給設備、先ほどの計量システムに関すること、イの破碎・破袋設備、以下、カの電気・計装設備までの内容としております。説明は以上です。

○浦邊委員長 この環境計画について、何か御質問等ございますか。

○井上委員 中継施設になりますので、7ページにあるのですが、そのところで、受入れピット、そこからごみクレーン、積込みと書いています、具体的にどういう形で圧縮する、しない。具体的に、積込みが非常にポイントになると思います、具体的な表とか配置図があれば非常に見やすいです、これだけでは判断が非常に難しい。

今時ですから、ネット見て幾らでも出てくるのですが、この資料としては、もう少し具体的な図、そういうのをしていただきたいと思いました。

○事務局（尾川） ここに示しているのはフロー図になりますので、要求水準書においてごみの量、また積込みに関し圧縮はなかなか難しいとは思いますが圧縮するかどうかも含め示していきたいと思っております。

配置図につきましては、ごみピットの図面において、どの場所に10トンの積込み車両を進入させるかについて要求水準書で示していきたいと思っております。

○井上委員 10ページ（ウ）ごみクレーンは、現ごみ処理施設の健全性等に書いています、最後のところに、車両位置感知センサーを設置しますとなっております。クレーンについて、今の場合、全自動は大体標準になってきておりますので、このクレーンの車両位置感知センサーと、ここに絞り込むよりも、クレーンが感知する仕組みというか、新しい対応が、非常に今の流れで行くと合理的かなと思います、車両位置感知センサ

一と絞り込むよりも、全て機械やってしまう、AIでやっちゃおう。そういう発想はどうかと思っております。

○事務局（尾川） 焼却炉に導入するごみクレーンは、投入、攪拌、袋を破るという作業についても全自動で動いています。ただ、中継施設に関しましては、自動が可能なのか研究が必要と思っております。クレーンが車両位置を把握できず車両位置に合わせる場合、作業員の負担となるため、車両位置感知センサーは最低限設置する必要があります。停止位置を微調整し、ごみをトラックに投入する、もしくは、メーカーによっては全自動で投入する方法を考えてもいいと思います。そこは自由度というか、幅を持たせ記載しているとおりでございます。

○井上委員 いろんなメーカーがあるのですが、大体、絞り込んだと思います、今造るとしたらどうなのがいいかという形で、メーカーに説明、メーカーが推奨している、そういうのも取り入れて、そこに組み込んでいくといいのかなと思います。メーカーに説明させる、考えもと思っております。

○事務局（尾川） 既存のごみクレーンのメーカーからも情報は得たいと思っております。

○井上委員 ここら辺りはメーカーも、営業政策上、大事なところですから、研究はそれなりにやってるんでしょうかね。

○荒井副委員長 焼却炉メーカーが取りまとめをされていますので、クレーンメーカー・計装メーカー等も含めて聞くのが良いと思います。その辺の話は、後に出てくるのですか。

○事務局（尾川） はい。

○浦邊委員長 なかなか難しいというか、既存施設を利用しながら新たに施設を設置しないといけないわけですが、積替え保管関連施設との連結をよく考えて計画していく必要があると思っておりますので、よろしく願いいたします。

○河野委員 確認だけですが、7ページのフロー図。中継施設になると、脱臭ファンと脱臭装置を整備し、10ページでも新設との記載がありますが、既存の処理施設、もしくは、これまで検討してきた焼却施設にはごみピットの脱臭は必要が無かったのですか。

○事務局（尾川） 焼却炉の場合、ごみピットに空気を送り込み臭いが出ないようにするシステムがあり、特にそういう必要性は無かったのですが、焼却炉が無い場合、その空気自身を引っ張り、活性炭等を通して外部に出すという脱臭設備が必要になってきます。

○河野委員 現在も無く、焼却するのであれば必要は無かったという理解でよろしいですか。

○事務局（尾川） はい、燃焼空気を戻していますので。

○河野委員 分かりました。

○浦邊委員長 それでは、資料4の災害対策計画について説明をお願いいたします。

○事務局（荒木） 災害対策計画について説明をいたしますので、資料4をお願いいたします。

左側の焼却施設では、一番下1)で耐震・耐水・耐浪性、始動用電源など、3)の薬剤等の備蓄倉庫の機能も含めた施設整備を行うこととしておりましたが、中継施設に変更することに伴い、2)、3)の機能は不要となっております。

2ページ、前回説明いたしましたとおり、中段部分、計画目標年度は令和15年度から令和12年度となりますので、施設規模についても88トンから77トンに変更になる旨を記載しております。

以降の資料、最後のページまでは、焼却施設を中継施設に置き換える修正等を行っております。説明は以上です。

○浦邊委員長 これについて、何かありますか。

○井上委員 5ページ、右の図、「①浸水させない。②多少浸水するが施設の機能は維持される。③浸水により一時的に機能停止するが早期に復旧する。」、特に①浸水、これは非常にいいと思います。②、③、特に③で一時的に機能停止という表現がありまして、浸水が一時的にも入ると、モーターに入るのにつながりますので、ここは決意というのでしょうか、浸水をさせないという文脈の方がよりの確かなと思いますし、浸水を一時的でもしてしまいますと、モーターが水を被りますと動かなくなってしまうと、非常に復旧作業する場合も支障を来す形ですので、とにかく①、②、③で浸水させない組立て方。

具体的には防水扉も出入口を二重にするとか、例えば扉自身も人が通る所は対応するけど、全体としては水を入れないような仕組みの方が望ましいし、そうあるべきと考えております。

○事務局（尾川） ごみピット等に関しましては、これまでに説明させていただいている防水扉等を整備させていただいて、「③浸水により一時的に機能停止するが、早期に復旧する。」箇所の、例えば、パイプラインからごみピットへの搬送コンベアは地下にあ

りますので、浸水の可能性は出てきます。コンベアやモーターが浸水すると、なかなか復旧できないことも、確かに井上委員のおっしゃるとおりでございます。

パイプライン施設に関しましては、今回の工事範囲とは異なりますので、それは、別途考えていきたいと思っております。

○浦邊委員長 よろしいですか。それでは、資料の5多面的価値について、説明をお願いいたします。

○事務局（荒木） 資料5の多面的価値の創出について、説明させていただきます。

右側の赤字の部分、焼却施設から中継施設に変更することに伴って、利活用の対応が不可となるものです。焼却エネルギーを活用した発電や足湯、温泉、またEVパッカー車の導入も困難になると考えております。

本日の議題のメーカーアンケートを実施する際に、メーカーからの提案を頂きたいと考えているところですが、意見、アイデア等があれば是非お願いしたいと考えております。説明は以上です。

○浦邊委員長 多面的価値について、何かございますか。

○井上委員 右の表にあるのですが、教育、学習、こういうのにポイントを置くのが望ましい。中継施設と言えども危険は伴いますので、やはり市民の方の教育、また、小学校、中学校だとか、そういう中心の教育が望ましいかなと思います。

○島津委員 市民としては、ごみの持込みの時ぐらいしか、ここに来ません。焼却施設の建替えの場合は、大きな費用をかけるので、多面的価値の付加という話も分かるのですが、中継施設への改修等の場合、それにどこまで重点を置くのか分かりませんが、所管課さん次第で、色々できると思います。ただ、行革担当で公共施設の最適配置の取組も進めているので、環境処理センター以外機能を付加するのであれば、そちらと連携して市全体の施設総量の中で考えるべきだと思います。もしそうであれば、進めるのであれば急ピッチで協議する必要があると思います。

○事務局（尾川） 焼却炉では無いため、焼却エネルギーを利用した多面的価値はなかなか難しくなってきました。ただ、確かに市全体での付加価値を考えて、井上委員のおっしゃられたように、環境学習。資源化施設は新設しますので、多面的価値が縮小するわけではございません。逆に言うと、多面的価値に用いる面積が増えますので、環境関係だけではなく、市全体を捉まえた上で、どういう多面的価値を選択するのかを考えていきたいと思っております。

○島津委員 公共施設の最適化は、企画部の行革担当が検討を進めておりますが、私が所管する都市計画においては、未来に向けた都市づくりビジョンを策定中で、都市機能誘導区域を設定するなど、持続可能な都市構造の形成を進めています。

ですので、もしも多面的価値に重きを置いて、何らかの付加価値を設けるといふのであれば、そういった考え方も必要です。「施設を建設したら、こういう機能(部屋)もできました。」というだけでは、面白みが無いと思います。そのあたりは、所管課の頑張り次第になるのではないかと思います。

○大上委員 島津委員からの意見は最もだと思います。ただ、その前提で、資料の見え方に誤解あるかと思えます。焼却施設・資源化施設から中継施設・資源化施設に変わった場合の追加検討という案を見せる時に、中継施設は、前回の会議で既存施設を活用して改修する場合、中継施設について多面的価値を付加できる余地はあるのでしょうか。どちらかという、焼却施設と資源化施設の合棟というイメージで、スペースとかにも制限がある中、どれだけのことを考えられるか、元々は考えられていたのを中継施設と資源化施設という組合せに変わった時に、きちんと前提条件のイメージを御提示できないといけないと思うのです。私もそこは反省点かと思えます。

中継施設は既存施設を改修するので、なかなかそこに対して、新設ではないため多面的価値をさらに加えるのは、少し難しいのかなというイメージ。一方、資源化施設は、今まで焼却施設の合棟と考えていたのが、資源化施設単体として新設で整備するため、熱エネルギーを利用したものは見え消しのような状態になりますが、もしかしたらスペースや、これまで以上に新たな多面的価値の提案も考える余地があるのかな。

勿論、今、島津委員のおっしゃった環境施策という余地だけで考えるのではなくて、市全体の公共施設の配置もイメージしたような状態まで、一旦、庁内でなるかも分かりませんが、意見のすり合わせするようなステップを踏めば良いのかなという気はしました。まだ、これからの余地がある部分だと思いますが、今は意見として残しておきます。

○島津委員 これを議論する際に、私も思ったのですが、施設建設等において、付加価値に使えるボリュームがどれくらいあるかがイメージできないです。何平米ぐらいというのがないと提案し難いと思います。配置図を見る限り、市が所有する土地の中では広いと思いますので、大上委員が言われたように、施設としての必要面積がどれだけ必要で、フリーゾーンのものがどれくらいあるかを出しておかないと、どれくら

い使って良いかが分からないと思うので、それがイメージできるようにしておくべきかなど。

○事務局（尾川） フリーゾーンに関しましては、メーカーがどのぐらい必要とするのかになってきますので、市からの提示はしにくいですが、イメージとしましては、現資源化施設を撤去した跡地に資源化施設と焼却施設を合棟で造るという考えでしたが、南側部分の焼却炉は無くなり、現焼却施設を改造して中継施設にするということですから、南側部分がフリーゾーンになります。ただ、南側には、ペットボトル施設、また、処理業者が作業をされており、騒音発生や缶・瓶の処理を行う施設等は、南側が近隣の影響が少ないことから南側へ持ってくる可能性はあります。フリーゾーンの指定はなかなか難しいかもしれません。

ただ、これまでに検討していただいた合棟式の約半分がフリーゾーンとなりますので、それをどういう形で活用していくかになると思います。

○浦邊委員長 提示されている内容で、全ての分野で造るというわけではないですね。

○事務局（尾川） はい。

○浦邊委員長 “検討等の例示”等で整理して、後に提案をしていただく企業等で対応する。今回の資源化施設の整備に伴い、多面的価値を検討してくださいという例示のようなものでいいですか。

○事務局（尾川） 多面的価値は人によって考え方は違うと思いますので、これは地元の運営協議会、廃棄物減量等推進審議会、この基本計画検討委員会、そして基本構想検討委員会から出てきた意見を羅列させていただいて、メーカーが地元の意見を理解した上で、どれを選択するのか、違うものを造るかもメーカー次第となります。意見として、こういうのが多かったということを示しています。また、それを提案させていただいて、我々が審査することになると思います。

○浦邊委員長 これを全て造るというわけではないので、検討して一つにして下さいということ。メーカーとして費用の関係から提案が無いかもしれません。

最終的に決めるわけではありませんので、こういう計画案の例示をさせていただいて、メーカーがどういう関心を持っていただいているかが、分かればと思います。

それでは、次の資料6の事業方針計画について、御説明お願いいたします。

○事務局（荒木） 事業方針計画について、御説明いたします。

中継施設に変更となりましても、基本的な考え方に変更はございません。

3 ページ、焼却施設に関する事業方式の実態調査に代わり、右側、資源化施設に関する調査を行っております。結果としましては、公設公営方式が多く、次にPPP方式、PFI方式の順となっております。

4 ページ、(3) 施設運営計画、1) 業務範囲・業務分担の想定(案)のうち、表3の運営・維持管理段階の運営業務については、赤字のとおり[共通][中継施設][新資源化施設]の3つの区分に整理しております。説明は以上です。

○浦邊委員長 中継施設と資源化施設が新設となり、先ほどの公害防止計画等をクリアしたとして、これから生活環境アセスを進める。この案件自体は、最終的には都市計画審議会にかかるのですか。

○事務局(尾川) 今のところは、かかりません。

○浦邊委員長 条例アセスにもかからないですね。

○事務局(荒木) 生活環境アセスについて環境審議会に報告します。新資源化施設にしましては、廃棄物処理施設に該当しますので。

○浦邊委員長 生活環境アセスは勿論行うということですが、都計審にかかるわけではなく、条例アセスを行うという制約は受けないですね。

○事務局(尾川) 制約は受けず、環境審議会に報告します。

○浦邊委員長 報告するだけですか。

○島津委員 都市計画決定が要らないとしても、従前の決定内容から変更がある場合は、都市計画審議会でも報告する必要があるかもしれませんが、そのあたりの確認はされていますか。都決の有無も含めて、そのあたりの手続きの確認はしておいてください。

○事務局(尾川) はい、確認いたします。

○浦邊委員長 今後、都計審にかかるとなると、スケジュールも相当変わるため、少し確認等もしていただくようお願いします。事業方針計画についても、よろしいですかね。

○島津委員 確認ですが、焼却施設の時は新しく造るため、どの方式で実施するかとかがあったわけですが、焼却施設を中継施設にするわけですから、今の焼却施設は、この長期包括方式で実施しており、数年後には契約が終了します。その間に中継施設となる現焼却施設を、基本的には同じような長期包括方式で実施しようと思っておりますという意味であるということでしょうか、

○事務局(尾川) 現在の焼却炉に関しましては、長期包括的運営業務委託を採用しており、今考えていますのは中継施設と資源化施設の両施設での委託です。中継施設とし

てごみを積込み、神戸市に運搬する業務と資源化施設の運転管理を一体での委託を考
えております。

現在の長期包括的運營業務委託につきましては、令和12年3月末で終了となります
ので、中継施設が完成・切り替わる時点までの契約になっております。

○島津委員 焼却施設の建設がなくなったので、DBOを進めても運営にかかる費用に大
きな差が出にくいのではないかと、その辺が分からないです。

○事務局（尾川） 中継方式に関しましては、ある程度固まっており、なかなか差は出な
いかもしれませんが、資源化施設は新設となりますので、配置・動線を含めてかな
りの差が出る点であると思っております。

○島津委員 プロポーザルで第三者による選定委員会みたいなのを設置するイメージです
か。うちの所管のことになりますが、こういった施設を建設する場合は、選定後、実
際の計画を進める際に、景観の審査で相当に時間がかかる傾向にあります。

選考する際に、多面的価値や広場等の具体的な計画がどれだけ把握できるのか分か
りませんが、選考段階で、専門家の方に委員として入って頂く等、工夫をされた方が、
その後の計画の協議での時間のかかり方に違いが出てくるように思います。進め方
については、現段階で景観の担当課とよく協議しておくことをお勧めします。

○浦邊委員長 事業方針計画について、DBOにするか、何にするかも含めて、多分、
DBOに近いような方法になるかもしれませんが、少し、変わってくるところがある
かもしれません。資料7について、説明をお願いします。

[議題 メーカーアンケート関連] 【非公開】

○浦邊委員長 それでは、議題3のその他で、事務局から御説明と御提案をお願いいたし
ます。

○事務局（荒木） 次回の第12回検討委員会は5月を予定しておりまして、議題としては、
PFI事業導入可能性調査と今回のメーカーアンケート関連等を考えております。

○浦邊委員長 5月ということで、日程等については連絡をお願いします。

○事務局（荒木） では、第11回芦屋市環境処理センター施設整備検討委員会を終了させ
ていただきます。本日は寒い中、御出席ありがとうございました。

以 上